

### 子育て世帯への臨時特別給付金 申請受付をしています



得が児童手当(本則給付)受給相当の方(主たる生計維持者)  
④令和3年9月1日以降令和4年3月31日までに生まれた新生児の児童手当(本則給付)を受給する方  
※令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に給付されることとなる特例給付受給対象者(児童1人当たりの支給額が月額5千円)は、本給付金の支給対象者になりません。

- ▽支給対象者
  - ①令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給した公務員以外の方:申請不要で、12月24日に児童手当受給口座に振り込みました。
  - ②令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給した公務員の方
  - ③平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童を養育し、令和2年中の所得が児童手当(本則給付)を受給した公務員の方

▽支給時期 1月中旬以降順次に指定口座に振り込みました。  
▽その他 詳しくは、お問い合わせください。子育て世帯への臨時給付金をご覧ください。

### 保育施設入所申請 (2次募集)受付



一次募集の結果、定員に空きのある市内保育所、小規模保育事業所、認定こども園の4月入所申請(2次募集)の受付を行います。詳しくは、お問い合わせください。

- ▽受付期間 1月17日(月)～31日(月)(土曜・日曜を除く午前8時30分～午後5時15分)
- ▽受付・問合せ 保育課係、五日市出張所(受付のみ)

### 償却資産がある方へ



個人か法人がその事業のために用いている構築物や機械、装置、備品などは、償却資産として固定資産税の対象です。

- 令和4年1月1日現在、市内で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方で、償却資産をお持ちの方は、申告してください。
- ▽締切り 1月31日(月)まで(土曜・日曜、祝日を除く)
- ▽その他 新規に事業を始めた方

### 家屋を新築・増築、 取り壊された方へ



令和3年中に新築・増築した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内)の対象です。

- 令和3年中に取り壊された家屋は、令和4年度から課税されなくなります。家屋を新築・増築して市の家屋調査がまだ終了していない方や、家屋を取り壊した方は、連絡してください。
- ▽問合せ 課税課家屋資産係

### 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金の申請はお済みですか

申請期限は2月28日まで

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給いたします。

- ▽ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯
  - 支給対象者など:表1の所得要件のいずれかに該当し、表2の養育要件のいずれかに該当する方
  - ▽支給方法
    - 表1の①か②に該当し、かつ表2の①③⑤⑥のいずれかに

該当する方:児童手当または特別児童扶養手当の受給口座に振り込みます。  
●表1の①か②に該当し、かつ表2の②④⑦のいずれかに該当する方:申請書に記載された口座に振り込みます。  
※表1の①に該当し、かつ表2の①⑤に該当する方は、すでに支給済みです。

- ▽申請期限 2月28日(月)まで
- ▽受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土曜・日曜、祝日を除く)
- ▽支給額 児童1人当たり一律5万円(1回限り)
- ▽その他 すでに支給を受けた方は、対象外です。
- ▽申込み・問合せ 子ども政策課子ども政策係、五日市出張所市民総合窓口係(受付のみ)

表1

所得要件
①令和3年度分の市民税均等割が非課税の方
②上記①に該当する方以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課税であると同様の事情にあると認められる方

表2

養育要件	上記所得要件が①の場合の申請の有無 (※②の場合は申請が必要です)	支給時期
①令和3年4月分の児童手当受給者(公務員でない方)	不要	支給済
②令和3年4月分の児童手当受給者(公務員の方)	必要	申請受付後順次
③令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方(公務員でない方)	不要	認定後順次
④令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方(公務員の方)	必要	申請受付後順次
⑤令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者	不要	支給済
⑥令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格または額改定の認定を受けた方	不要	認定後順次
⑦上記①～⑥のいずれにも該当しない方で、令和3年3月31日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する方で日本国内に住所を有する方、又は令和3年4月1日以後に当該児童を養育し日本国内に住所を有することになった方	必要	申請受付後順次

※申請が必要な場合、詳しくは、子育て応援サイトの「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」をご覧ください。

表3

対象者	申請方法	支給方法	支給時期	備考
1 令和3年4月分の児童扶養手当を受給された方	申請不要(対象となる方に案内を送付済)	令和3年4月分の児童扶養手当を受給した口座に振り込み	支給済	-
2 公的年金などを受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方	申請必要 詳しくは、子育て応援サイトの「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」のページをご覧ください。	申請書に記載された口座に振り込み	申請受付後順次	公的年金などを受給している方で児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象。ただし、児童扶養手当に係る支給制限限度額を上回る方は対象外。
3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方	申請必要 詳しくは、子育て応援サイトの「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」のページをご覧ください。			